

令和 6 年 6 月 18 日現在

機関番号：32644

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K00235

研究課題名（和文）ノルウェーの映画政策と市営映画館の研究

研究課題名（英文）A study of Norwegian film policy and municipal cinemas

研究代表者

石垣 尚志（Ishigaki, Takashi）

東海大学・文化社会学部・准教授

研究者番号：50548013

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、多様な映画文化の享受を後押しする文化政策のあり方を検討するため、ノルウェーの映画政策と市営映画館を研究対象とした。多くの自治体が「市営映画館」を運営していることがノルウェーの特徴である。オスロ市と地方都市（トロンハイム、モー・イ・ラーナ、トロムソ）の映画館で現地調査を行い、オスロ大学図書館や国立図書館で資料を収集した。ノルウェーの映画政策と文化政策において、映画館が地域の文化拠点として位置づけられており、それぞれの地域に根差した役割を担っていることが分かった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまでの映画政策研究は主に映画製作支援について議論してきた。それに対して本研究は、映画の上映（享受）という視点から映画政策・文化政策を考察したことに学術的な意義がある。また、北欧諸国の文化政策研究に対して新たな知見を付け加えたという意義もある。「地域の文化拠点としての映画館」という映画館の役割は、日本の文化政策の可能性、さらには日本の地方都市における映画館の社会的な可能性を検討する際に、有益な知見になると考える。

研究成果の概要（英文）：This study examines Norwegian film policy and municipal cinemas in order to examine the state of cultural policy that encourages the enjoyment and experience of diverse film culture. Many municipalities operate "municipal cinemas" in Norway. Field surveys were conducted at cinemas in Oslo and regional cities (Trondheim, Mo i Rana, and Tromsø), and documents were collected at the University of Oslo Library and the National Library. It was found that in Norway's film and cultural policies, cinemas are positioned as local cultural hubs and play a role that is deeply rooted in each community.

研究分野：文化社会学

キーワード：ノルウェー 映画政策 文化政策 市営映画館

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1)文化政策・映画政策研究の背景

Hill and Kawashima(2016, p.668)は、これまでの文化政策・創造産業研究において、特定の産業に対する具体的な政策の効果や影響、および政策や政策をめぐる議論が対象となる文化に及ぼす影響についての研究が不十分であると指摘する。そして、文化であり産業でもある映画は、より詳細な事例研究や実証的研究に有益な視点をもたらすだろうと述べる。

(2)映画政策の背景

ヨーロッパでは映画政策を積極的に行う国が多いが、ほとんどは「製作」支援に重点を置いている。そのなかでノルウェーは製作・配給・上映の3部門を映画政策のなかに位置づける、稀有な国であると指摘されている(Harris2018, p.237)。そしてノルウェーでは1913年「映画館法」(Cinema Act)により、地方自治体が映画館を所有・運営するようになり、2010年代まで全国の「市営映画館」(municipal cinema)が映画興行シェアの90%を占めていた。文化政策と映画産業・映画文化の関係を考察するうえで、ノルウェーの文化政策・映画政策は最適の事例のひとつであると考えられる。

2. 研究の目的

(1)研究課題の核心をなす学術的「問い」

これまでの映画政策研究では、映画「製作」支援のあり方(国内製作や多様な作品製作の支援、若手製作者への支援、映画製作ワークショップなどの教育的施策)が検討されてきた。しかし、多様な映画文化がどのように社会に提供されるのか、人々がどのように享受するのかという問題はほとんど扱われていない。多様な文化が作られるだけでなく、それらが人々に享受されることによって、社会の中に文化多様性が根づき、促進されるのではないか。多様な映画文化を社会に広めるため、そして人々がそれらを享受するために、どのような文化政策が必要かという問題が、本研究課題の核心をなす学術的な「問い」である。

(2)本研究の目的

このような学術的「問い」に答えるため、本研究では、ノルウェーの地方自治体の文化政策の中で映画館がどのような役割を担ってきたのかを明らかにすることを目的とする。上記のように、ノルウェーでは製作・配給・上映の3部門が映画政策のなかに位置づけられており、多様な映画文化の普及と享受のための文化政策を考えるうえで最適の事例であると考えられる。

3. 研究の方法

次の3つの項目(文化政策・映画政策と映画産業、自治体文化政策と映画館、多様な上映形態のひとつである移動映画館)について、文献研究と現地調査を行う。文献資料の収集はインターネットと国内図書館、オスロ大学図書館、ノルウェー国立図書館、ノルウェー映画協会の資料室、ノルウェーの各自治体の公立図書館を利用する。現地調査は、ノルウェー各地の映画館とノルウェー映画協会で行い、可能な限り担当者への聞き取り調査も行う。

4. 研究成果

(1)当初計画から変更したこと

新型コロナウイルス感染症のため、2020年度・2021年度は現地調査を行うことができず、本研究では「多様な上映形態のひとつである移動映画館」についての調査に取りかけられなかった。

しかし、国内での文献資料収集に時間を使うことができたため、「文化政策・映画政策と映画産業」、「自治体文化政策と映画館」については、十分な文献資料にもとづいて成果が得られたと考える。

(2) ノルウェーの映画館事情

表1はノルウェーと日本の映画館事情をまとめたものである（新型コロナウイルス感染症以前の2019年の数値を取り上げる）。「1スクリーン当たりの人口」の数値は、人口が少ないほどスクリーン数が多いことを示している。日本の34,785人に対してノルウェーは11,031人であり、日本よりもノルウェーのほうが映画館スクリーン数が多い。ヨーロッパのなかでは、ドイツやイギリスよりも多く、フランスと同程度の数値である（表2）。「1人当たり年間入場回数」は2.12回で、日本よりもノルウェーの方が映画館で映画を観る人が多く、この数値はヨーロッパ諸国でも上位に位置する。また、日本では地方より主要都市で回数が多くなるが、ノルウェーでは地方で国内平均を上回る場所がある。全国各地に映画館があり（「1スクリーン当たりの人口」が少ない）比較的多くの人が映画館で映画を観る。このような状況の背景に、映画館法、映画政策、そして市営映画館の存在がある。

表1 ノルウェーと日本の映画館事情

| | ノルウェー | 日本 |
|--------------|------------|-------------|
| 人口 | 532万 | 1億2600万 |
| 映画館入場者数 | 11 294 219 | 194 910 000 |
| 1人当たり年間入場回数 | 2,12 | 1,5 |
| 映画館数 | 211 | 593 |
| スクリーン数 | 483 | 3 627 |
| 1スクリーン当たりの人口 | 11 031 | 34 785 |

資料：Film & Kino（2020）、コミュニティシネマセンター（2021）

表2 諸外国の「1スクリーン当たりの人口」（2019年）

| | アメリカ | フランス | ドイツ | イギリス | 韓国 | オーストラリア |
|----------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 人口（千人） | 328,240 | 64,821 | 83,073 | 66,797 | 51,709 | 25,522 |
| スクリーン数 | 41,172 | 6,114 | 4,961 | 4,480 | 3,079 | 2,310 |
| 人口/スクリーン | 7,972 | 10,602 | 16,745 | 14,910 | 16,794 | 11,049 |

資料：コミュニティシネマセンター（2021）

表3 居住地域から映画館への距離

| (%) | ～1km | 1-4.9km | 5-9.9km | 10-24km | 25-49km | 50km～ |
|-------|------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 1991年 | 16 | 39 | 21 | 18 | 7 | - |
| 2016年 | 12 | 42 | 21 | 19 | 5 | 2 |

資料：ノルウェー統計局（<https://www.ssb.no/en/kultur-og-fritid>）

(3) 映画館法の成立

1904年、ノルウェー国内で初の常設映画館が開館した。映画が大衆的な人気を集めるのと同様に、映画が子供や若者に悪影響を与えるという懸念や批判が巻き上がった。懸念・批判とともに

に、映画には教育的機能があることも指摘された。映画の教育的機能は民間事業者ではなく公的機関が、とくに地域の実情に応じた管理をするためには地方自治体が担うべきだと考えられた (Aas 1994, pp.55-57)。

このような国民の反応を受けて、1913年、「映画館法」(「映画上映に関する法律」、Lov om offentlig forevisning av kinematografbilleder ; Act of public exhibition of cinematographic images)が制定された。第一条には「映画を一般に上映する者は市議会あるいは議長、もしくは議長が権限を与えたものからの許可を得なければならない」とあり、地方議会が映画館経営の許可権(ライセンス権)を持つことが定められている。そして、ほとんどの市議会は、民間事業者にライセンスを与えるのではなく、自治体による映画館の所有・運営に許可を与えることとなった。(Solum 2016, pp.182-183)

(4)市営映画館の独占状態

自治体の映画館運営については、映画館に経済的な収益力があることも重視された。ノルウェー北部の主要都市であるトロムソ市では、「市営映画館はトロムソの街にとって利益を生み出すビジネスになる」と公営映画館の支持者たちが地元の政治家を説得した(Evensmo 1967, p.67)。首都オスロ市では、1919年、市営映画館の収益をもとにして、40万クローネを新しい演劇劇場建設に、25万クローネを彫刻家グスタフ・ヴィーゲランのスタジオ建設に、10万クローネを新しいコンサートホールの建設計画に充てることができた。映画館を運営することでオスロ市の文化予算はかなり増加した。(Solum 2016, pp.185-186)

市営映画館は「教育・文化」と「経済」という価値を地域社会に提供できるものとされ、徐々に全国に広まっていった。既存の民間映画館を自治体を買収したり、あるいは自治体が新たに映画館を建設したりすることで、全国各地に市営映画館が設置されるようになった(Berg 1927, p.133)。そして、1925年、首都オスロ市が市内映画館の全てを買収することによって(「オスロ市営映画館」の設立)、市営映画館の国内興行収入シェアが80~90%を占めることとなり、その「独占状態」は2010年代まで続いた(Solum 2010, p.31)。

(4)文化政策の中の映画館

国の文化政策において「映画館運営は地域の文化政策の一部である」と位置づけられている(文化省白書、1981-1982)。さらに文化省白書(1991-1992)は、文化政策としての映画館の特徴と意味について、次のように述べている。「ヨーロッパ全体の中でもノルウェーの観客数の減少が少ないのにはいくつかの理由がある。ひとつは、主に自治体が映画館を所有・運営するというノルウェーの独特な映画館システムである。つまり、自治体が映画館に積極的に関わることで多くの観客数をもたらされている」(p.163)。「ノルウェーの映画館は地域コミュニティをまとめる、そしてそのまとまりを守るといった役割を担っている。小さな自治体では、文化センターとしての機能も持つ。文化政策における映画館の重要性を過小評価してはいけない。/映画館政策の目的は、この分権的な映画館システムを持続させることである」(p.164)(下線部は筆者加筆)

(5)自治体文化政策と映画館

市営映画館は地域の文化拠点としての役割を担うものだと考えられている(映画館政策委員会報告書、2001、p.20)。ここでは現地調査を行った自治体を取り上げる。

ラーナ市は人口2.6万人で、ノルウェー北部に位置する。ラーナ市営映画館は2スクリーン、

459席で、1日6～8回の上映が行われ、年間入場者数は約65,000人である。市中心部の市庁舎に併設する文化センターの中に、図書館やコミュニティセンターとともに市営映画館がある。市庁舎の建設計画が1964年に発表され、文化的な機能を備えることが重視された。そのとき「映画館が街の魅力になる」と考えられ、文化センターのなかに市営映画館が新設されることとなった。

(6)今後の展望

映画館法の成立・背景と映画産業の関係、そして映画政策における映画館の位置づけに関しては、十分な成果を得られたと考える。「映画の享受」という視点から文化政策を検討した先行研究は見受けられないため、映画政策・文化政策研究において、本研究は学術的な貢献を果たすことができたと考える。

今後は、「地域の文化拠点としての映画館」という映画館の役割に焦点を当てていきたい。そのためには、地域の文化政策だけでなく、教育・福祉・経済政策と文化政策・映画館の関係を考察することが必要になる。そして、各地の市営映画館への現地調査を継続的に行い、「地域の文化拠点としての映画館」の実態を具体的に明らかにしていきたい。

<引用文献>

Aas, Nils Klevjer. "Municipal Cinemas 1910 – 1925: building a unique exhibition." Jostein Gripsrud ed. *History of moving images: reports from a Norwegian project*. Research Council of Norway. 1994.

Berg, Henrick. "The Municipalisation of the Cinema in Norway," *Annals of Public and Cooperative Economics*. 3(2). 1927. 130-133.

コミュニティシネマセンター、『映画上映活動年鑑2020』、2021年。

Film & Kino. *Årbok 2019 (Yearbook 2019)*. 2020.

Harris, Lauren. "Film distribution as policy: current standards and alternatives." *International Journal of Cultural Policy*. 24(2). 2018. 236-255.

Hill, John & Kawashima, Nobuko. "Introduction: film policy in a globalized cultural economy." *International Journal of Cultural Policy*. 22(5). 2016. 667-672.

Solum, Ove. "The municipal cinema system in Norway and the digital turn." *Journal of Scandinavian Cinema*. 1(1). 2010. 31-36.

Solum, Ove. "The rise and fall of Norwegian municipal cinemas." Mette Hjort & Ursula Lindqvist eds. *A Companion to Nordic Cinema*. Wiley Blackwell. 2016. 179-198.

【ノルウェー行政資料】

文化省白書 1981-1982 (St. meld. nr.17 1981-82)

文化省白書 1991-1992 (St. meld. nr.61 1991-92)

映画館政策委員会報告書 2001 (Norges Offentlige Utredninger 2001:05. Kino i en ny tid: Kommers og kultur. Kulturdepartementet.)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

| | |
|---|---------------------|
| 1. 著者名 石垣 尚志 | 4. 巻 7 |
| 2. 論文標題 文化政策と映画館：ノルウェーの映画・映画館政策と市営映画館を事例として | 5. 発行年 2022年 |
| 3. 雑誌名 東海大学紀要文化社会学部 | 6. 最初と最後の頁 51～70 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18995/24344710.7.51 | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

| |
|---|
| 1. 発表者名 石垣尚志 |
| 2. 発表標題 地域の文化資源としての映画館の役割：ノルウェーの文化政策と映画館を事例に |
| 3. 学会等名 地域活性学会 |
| 4. 発表年 2020年 |

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

| 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|